

新型コロナウイルス感染症
拡大阻止に向けた
「三重県緊急事態措置」
休業協力要請について ver.2

令和2年5月5日

三 重 県

休業要請の内容

●要請期間

令和2年5月7日（木）～同年5月31日（日）

●対象区域

三重県全域

●実施内容

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第24条第9項に基づき、クラスター発生の恐れや「三つの『密』」の発生リスクが高いと考えられる施設管理者もしくはイベントの主催者に対し、施設の使用停止もしくは催物の開催の自粛を要請する。また、床面積の合計が1,000m²以下の特措法によらない施設についても使用停止の協力を依頼する。
- ・休業要請を行わない施設に対しても、適切な感染防止対策及び県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を依頼する。
- ・クラスター発生等、感染者が確認された施設については、県内の感染拡大阻止を図るため、状況をよく確認したうえ、同業種の施設を対象に休業要請を検討する。なお、協力依頼に応じていただけずに県外の訪問客を受け入れた結果、客同士が密接状態になるなど、県内における感染拡大につながる状態が確認された場合には、県内の感染拡大阻止を図るため、休業要請を検討する。
- ・イベント・パーティ等の開催は、クラスター発生の恐れや「三つの『密』」の発生が考えられる集まりについては、原則、中止または延期を要請する。
なお、当該イベント自体は「三つの『密』」等に該当しないものであったとしても、一定規模の人数が集まる、県外から参加者が見込まれるなどの場合には、原則、中止または延期を要請する。
ただし、①比較的少人数（最大でも50名程度）、②県外からの参加者が見込まれない、③三つの『密』の発生が原則想定されない（人と人との間隔は2mを目安に）④大声での発声、歌唱や声援、近接距離での会話等が原則として想定されないの4つの条件を満たすイベントについては、徹底した感染防止対策を講じた上で開催を可能とする。
- ・なお、生活の維持に必要な理由で施設を利用する県外の方までご利用のご遠慮または延期の対象としたものではないため、ご留意いただきたい。

対象となる施設

1. 特措法第24条第9項に基づき休止を要請する施設

下記の施設を管理する事業者又は当該施設を使用するイベント主催者に対し、施設の使用停止もしくはイベントの開催自粛を要請する。

施設の種類	要請内容	内訳
遊興施設等		キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー（接待を伴うもの）、カラオケボックス、ライブハウス 等
学習塾等	施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請 （＝休業要請）	音楽教室（主に発声を伴うもの）、カラオケ教室等 ※床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。
運動・遊技施設		ボウリング場、スポーツクラブなどの運動施設、又はマージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
商業施設		スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ 等 ※床面積の合計が1,000m ² を超えるものに限る。

2. 特措法によらない協力依頼を行う施設

床面積の合計が1,000m²以下の下記の施設については、同1,000m²超の施設に対する施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請（＝休業要請）の趣旨に基づき、適切な対応について協力を依頼する。

施設の種類	内訳
学習塾等	音楽教室（主に発声を伴うもの）、カラオケ教室 等 ※但し、床面積の合計が100m ² 以下においては、適切な感染防止策及び県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を求める
商業施設	スーパー銭湯、岩盤浴、サウナ 等 ※但し、床面積の合計が100m ² 以下においては、適切な感染防止策及び県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を求める

3. 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力依頼を行う施設

以下の施設については、適切な感染防止対策及び県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を依頼する。

施設の種類	内訳
遊興施設等	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場 等
学習塾等	自動車教習所、学習塾等
運動・遊技施設	体育館、陸上競技場、野球場などの運動施設等、テーマパーク等の遊技施設
劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場
集会・展示施設	集会所、公会堂、展示場
博物館等	博物館、美術館、図書館
ホテル又は旅館	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
商業施設	生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗
屋外体験施設	遊漁船、釣り堀、浜洲休憩所、ダイビング、キャンプ場 自然体験施設、山小屋、民泊施設、ゴルフ場

4. 休止を要請しない施設

下記の施設を管理する事業者に対し、別表「適切な感染防止対策」等の協力を要請する。

(1) 社会福祉施設等

施設の種類	区分	要請内容	内訳
社会福祉施設等	社会の安定の維持	必要な保育等を確保した上で、適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な家庭については利用の自粛を要請	保育所、学童クラブ 等
	支援が必要な方々の保護の継続	適切な感染防止対策の協力要請、家族での対応が可能な限り、利用の自粛を要請	通所介護その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設（通所又は短期間の入所の用に供する部分に限る。）

(2) 社会生活を維持する上で必要な施設

施設の種類	区分	要請内容	内訳
医療施設	医療体制の維持	適切な感染防止対策の協力要請	病院、診療所、薬局 等
文教施設	教育体制の維持	適切な感染防止対策の協力要請	学校（大学等を除く） ※休業の実施については文部科学省の方針や県、市町教育委員会の判断等による
大学等		適切な感染防止対策の協力要請	大学、専修学校、各種学校などの教育施設
生活必需物資販売施設※1	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパー・マーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア 等
食事提供施設※1	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請	飲食店（居酒屋を含む。）、料理店、喫茶店 等（宅配・ティクアウトサービスを含む。）

施設の種類	区分	要請内容	内訳
住宅、宿泊施設	安定的な生活の確保	適切な感染防止対策の協力要請、宿泊予約の延期依頼について協力を要請	ホテル又は旅館 等 ※宿泊予約の延期依頼について協力を要請 緊急事態措置の要請期間における客数を減らすことで感染拡大を防止するため、県外からの予約の延期を依頼する対応について協力を要請
		適切な感染防止対策の協力要請	共同住宅、寄宿舎、下宿 等
交通機関等	社会の安定の維持	適切な感染防止対策の協力要請	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）等
工場等	安定的な生活の確保		工場、作業場 等
金融機関・官公署等	社会の安定の維持	テレワークの一層の推進要請、適切な感染防止対策の協力要請	銀行、証券会社、保険代理店、官公署、事務所 等
その他※1	安定的な生活の確保及び社会の安定の維持	適切な感染防止対策の協力要請	メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー、ごみ処理関係 等

※1 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策について協力を依頼する。

※2 ※1以外の施設に対しても、可能であれば県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対応について協力を依頼する。

休業要請等対象施設

種類	施設	1,000m ² 超	100m ² 超～1,000m ² 以下	100m ² 以下
遊興施設等	キャバレー	施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請 (=休業要請)		
	ナイトクラブ			
	ダンスホール			
	スナック			
	バー(接待を伴うもの)			
	パブ			
	性風俗店			
	デリバリーヘルス			
	カラオケボックス			
	ライブハウス			
運動施設 (屋外施設除く)	ボウリング場	施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請 (=休業要請)		
	スポーツクラブ			
	ホットヨガ、ヨガスタジオ			
	柔剣道場			
遊技施設	マージャン店	施設の使用停止及び催物の開催の自粛要請 (=休業要請)		
	パチンコ店			
	ゲームセンター			
学習塾等	音楽教室(主に発声を伴うもの)	施設の使用停止 及び催物の開催 の自粛要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び 催物の開催の自粛など適切 な対応について協力要請	営業を自粛して いただきたいが、 様々な事情から 営業を継続する場 合には、適切な感 染防止対策及び 県外からの訪問 客の利用をご遠 慮または延期して いただいたための対 策について協力 依頼
	カラオケ教室			
商業施設 (生活必需物資の小売関係等以外の店舗、生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗)	スーパー銭湯	施設の使用停止 及び催物の開催 の自粛要請 (=休業要請)	施設の使用停止及び 催物の開催の自粛など適切 な対応について協力要請	営業を自粛して いただきたいが、 様々な事情から 営業を継続する場 合には、適切な感 染防止対策及び 県外からの訪問 客の利用をご遠 慮または延期して いただいたための対 策について協力 依頼
	岩盤浴			
	サウナ			

【別表 1】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5 度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
三つの『密』 (密閉・密集・密接) の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・換気を行う（可能であれば、2つの方向の窓を同時に開ける） ・人と人との距離を適切にとる（利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を活用） ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約 2m 間隔の確保） ・長時間の密集を避ける（利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳工チケット、手洗いの徹底 ・来訪者の入店時における手指の消毒、咳工チケット、手洗いの徹底 ・店舗、事務所内の定期的な消毒（複数人が触る箇所の消毒）
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などを活用）、来訪者数の制限

上記の取組に加え、感染防止対策の徹底に際しては、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインを作成するなどし、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、今回休業を要請する施設におかれましても、事業再開に向けては必ず必要となりますので、業種や施設の種別に応じた感染防止のためのガイドラインの作成を進めていただくようお願いいたします。

施設の種別に応じた感染防止対策の一例

1. 遊技施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ・適切な換気が行われるとともに、客の入れ替えのタイミングで消毒が行われること。
- ・客同士の大声での会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限のものとし、従業員が客同士の大声での会話が行われていないことを確認できること。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避けること。

2. 商業施設（サービス業を含む店舗）等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染防止対策が行われること。
- ・従業員と客との間や、客と客との間にパーティションを設けるなどの徹底した感染防止対策が行われていること。

3. 劇場、集会・展示施設等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染防止対策が行われること。
- ・施設で開催する催物（イベント等）に関しては、催物の開催制限に応じて、参加者が比較的少人数のもの等に限定すること。

4. 博物館等

- ・マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を空けた席配置等）が確保されること。
- ・入退出時（入退出時の行列含む）や集合場所等において人ととの十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ・適切な消毒や換気等が行われることなどの徹底した感染防止対策が行われること。
- ・必要に応じて、入場の制限等を講ずることにより、施設内の移動においても人ととの接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること。

5. 食事提供施設等

- ・個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控えること。
- ・座席の間にパーティションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、三密の環境を徹底的に排除すること。
- ・接客時等におけるマスク着用、客の入れ替え時の適切な消毒や清掃、大皿での取り分けによる食事提供を自粛すること。
- ・従業員や出入り業者に発熱や感冒症状がある場合の迅速かつ適切な対応など、衛生面や健康面の管理を徹底すること。
- ・客の滞在時間に目安を設けるなど、長時間の滞在・密集を避けること。
- ・酒類の提供時間についても配慮すること。

【別表2】県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期していただくための対策へのご協力について

4月末時点で、県内における感染者の感染経路の9割以上が県外に由来するものであることをふまえ、緊急事態措置期間中においては、県内全域において、県外からの訪問客の受け入れについて厳しく控えていただくよう皆様のご協力をお願いします。

なお、生活の維持に必要な理由で施設を利用する県外の方まで対象とするものではありません。

1. 県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期を依頼している旨の情報発信

施設の入口や店内、施設駐車場への貼り紙掲示、ホームページやSNSへの掲載等、県外からの訪問客に利用をご遠慮または延期を依頼している旨の情報発信を行ってください。

2. 予約等への対応について

新たな生活様式の実践として、利用者による混雑等の「密」を避けるため、予約制や会員登録制の導入について積極的にご検討ください。

予約や登録を受け付ける際は、利用者の居住県をご確認いただくとともに、県外からの予約や登録については、緊急事態措置期間中の来県自粛を要請してください。

すでに予約を受け付けている利用者については、再度、緊急事態措置期間中の来県自粛を要請するとともに、予約の延期を要請してください。

3. 県外からの訪問客の確認等

もとより県外からの訪問客が多い施設にあっては、可能な限り、施設入店時の居住県確認、県外からと思われる訪問客への声掛け・定期的な駐車場巡回等により、県外からの訪問客に対し注意喚起を行っていただくとともに、三重県の方針として緊急事態措置期間中の入店を控えていただいている旨をお伝えいただくようお願いします。

ただし、県外ナンバーの車での訪問客であっても、単身赴任等、短期的に県内に居住している方もおられますので、一律、県外ナンバーの車であるから受け入れできないということではありませんので、ご留意ください。

4. 施設利用者がイベント等の主催者となる場合の対応について

運動施設や集会施設等、貸施設の管理者においては、施設利用者が主催するイベント等の参加者の中に県外からの利用者が含まれないよう、主催者に要請していただくとともに、参加者に県外からの利用者が含まれていることが判明した場合は、利用中止を求めていただくなどの対応をお願いします。

【参考】貼り紙のイメージ例

緊急事態措置期間中
県外からの訪問客のご利用はご遠慮
または延期をお願いしています。

いつもご利用ありがとうございます。

三重県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大阻止に向けて、緊急事態措置期間中（5/7～5/31）、県外からの訪問客のご利用はご遠慮または延期をお願いしています。

早期の終息をめざし、どうか今だけは、三重県への訪問をお控えいただきますよう、お願いします。

○○商店

